

一般高圧ガス保安規則等の一部を改正する省令等について

令和 2 年 2 月
経済産業省
高圧ガス保安室

1. 概要

(1) 改正の概要

高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。）は、高圧ガス（圧力 1 メガパスカル以上の圧縮ガス等）の製造、貯蔵、販売、移動等に関して規制し、高圧ガスによる燃焼、爆発等による災害事故を未然に防止することを目的としている。

本改正は、水素燃料電池自動車の普及等の水素社会の実現に向けた技術進歩等に対応し、適切な保安規制を課すため、規制改革実施計画（平成 29 年 6 月閣議決定）に掲げられた圧縮水素スタンドに関する規制見直し項目のうち、水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会等において有識者等による審議の結果、安全上問題がないことが確認できた項目について、関連省令等を改めるものである。

(2) 改正を行う法令等

- ・一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号。以下「一般則」という。）
- ・特定設備検査規則（昭和 51 年通商産業省令第 4 号。以下「特定則」という。）
- ・コンビナート等保安規則（昭和 61 年通商産業省令第 88 号。以下「コンビ則」という。）
- ・高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（20170718 保局第 1 号。以下「基本通達」という。）
- ・一般高圧ガス保安規則第 6 条第 1 項第 11 号等の規定による試験を行う者及び同項第 13 号等の規定による製造を行う者の認定等について（20180323 保局第 12 号。以下「認定試験者通達」という。）

2. 具体的な改正の内容

(1) 圧縮水素スタンドにおける保安監督者の選任要件の合理化【一般則、コンビ則、基本通達】

①概要

法第 27 条の 2 及び一般則第 64 条第 2 項第 5 号等において、第一種製造者の圧縮水素スタンドは、製造保安責任者免状を有し、圧縮水素又は液化水素の製造に関する経験を有する者にその製造に係る保安を監督させることとなっ

ている。

この保安を監督する者（以下「保安監督者」という。）は、選任要件として必要となる高圧ガスの製造に関する経験が「圧縮水素又は液化水素の製造に関する経験」に限定されている。今般、水素以外の高圧ガスの製造に関する経験を有する者も保安監督者として選任可能とするための見直しを行うものである。

②具体的な規定の内容

有識者等による審議の結果、圧縮水素スタンドと類似の設備構成である圧縮天然ガススタンドに係る天然ガスの製造に関する経験を有する者又は水素と同じ可燃性を有する可燃性ガスの製造に関する経験を有する者についても、圧縮水素スタンドにおける高圧ガスの製造に関する講習を受け、修了することで保安監督者として選任することが保安上問題ないことが確認された。

そのため、現行の要件を規定している一般則第 64 条第 2 項第 5 号等に、次の 1) 及び 2) の要件を追加する。

- 1) 甲種、乙種又は丙種の製造保安責任者免状を有し、かつ、圧縮水素スタンドの保安に関する講習を修了した者であって、圧縮天然ガススタンドにおける圧縮天然ガス又は液化天然ガスの製造に関する 6 ヶ月以上の経験を有する者
- 2) 甲種又は乙種の製造保安責任者免状を有し、かつ、圧縮水素スタンドの保安に関する講習を修了した者であって、可燃性ガスの製造に関する 6 ヶ月以上の経験を有する者

また、上述の圧縮水素スタンドの保安に関する講習について、講習実施者の要件、講習科目及び講習時間等を基本通達で規定する。

(2) 複合圧力容器を使用した特定設備及び解析を用いた設計を行う特定設備に係る設計の技術上の基準の追加【特定則、基本通達】

①概要

法第 56 条の 3 の規定に基づき、高圧ガスの製造のための設備のうち、高圧ガスの爆発その他の災害の発生を防止するために設計の検査、材料の品質の検査又は製造中の検査を行うことが特に必要な設備（特定設備）の製造をする者は、特定則に定める製造の工程（設計、材料の品質確認、加工、溶接及び構造の検査）ごとに検査を受けなければならない。

一方、特殊な設計による特定設備は、特定則第 51 条の規定に基づく経済産業大臣の認可（大臣特認）を受けることで、特定則の技術上の基準に依らずに設計を行うことが可能である。

今回、特定設備において、標準化された規格等を引用した材料の設計により大臣特認を受けている実績を踏まえ、特定設備に係る設計の技術上の基準の見

直しを行うものである。

②具体的な規定の内容

特殊な設計として、今まで大臣特認を受けてきた以下の特定設備について、特定則でその設計に係る基準を追加する。

1) ライナーに周方向のみ又は軸方向及び周方向に樹脂含浸連続繊維を巻き付けた複合構造を有する圧力容器（複合圧力容器）を使用した特定設備

2) 解析を用いた設計を行う特定設備

1) については、特定則第 14 条で規定する材料の許容引張応力の計算において、複合容器で使用される連続繊維を計算する規定がないことから、大臣特認を受けていた。2) については、特定則第 14 条から第 17 条までに規定する許容応力の公式によらずに解析を用いた設計を行うことから、大臣特認を受けていた。

1) 及び 2) は、民間規格が整備されており、この民間規格に基づく又はそれに準拠した設計を行うことで大臣特認を受けており、その実績も相当程度あることから、有識者等による検討の結果、一般化しても問題がないことが確認されたことから改正を行う。

(3) その他表現の適正化等【コンビ則】【認定試験者通達】

その他表現の適正化等、必要な改正を行う。

3. 今後のスケジュール

令和元年 12 月 24 日～令和 2 年 1 月 22 日

令和 2 年 2 月 28 日

パブリックコメント

公布・施行

以上